

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人ヒューマン・ネットワーク
所在地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	平成26年8月1日～平成27年1月14日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	小学館アカデミー柏しこだの森保育園 ショウガクカンアカデミーカシワシコダノモリホイクエン		
所在地	〒277-0862 千葉県柏市篠籠田573-1		
交通手段	柏駅より徒歩15分		
電 話	04-7140-2025	F A X	04-7140-2026
ホームページ	http://www.shopro.co.jp/		
経営法人	株式会社小学館集英社プロダクション		
開設年月日	平成25年4月1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域	柏市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	12	15	15	16	16	16	90		
敷地面積	1040.36㎡			保育面積		780㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	嘱託医による健康診断・歯科検診の他、ぎょう虫、尿、視力検査の実施・毎月の身体測定・全職員の検便								
食事	柏市内の地元食材を使用した完全給食								
利用時間	7:00～20:00								
休 日	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)								
地域との交流	近隣保育園・小学校・デイサービス施設との交流								
保護者会活動	年3回の保護者会・個人面談の他、保護者代表者/地域の有識者/本社/園長による運営委員会を年3回開催								

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	21	8	29	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	21	1	3	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		1	3	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	柏市へ申請	
申請窓口開設時間	柏市の規定による	
申請時注意事項	柏市の規定による	
サービス決定までの時間	柏市の規定による	
入所相談	園見学は随時受け付け(電話での申込み制)	
利用料金	柏市規定	
食事料金	保育料に含まれる	
苦情対応	窓口設置	園内直接窓口・投書箱・Eメール・ 運営事務局窓口
	第三者委員の設置	柏市市議会議員山下洋輔氏 弁護士釘澤智雄氏

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>保育理念「あったかい心をもつ子どもに育てる」 保育基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「思いやり」の気持ちを大切にします ・「生きる力」を大切にします ・「好奇心」が伸びる環境を大切にします ・「経験」「体験」を大切にします ・一人ひとりの「得意」を大切にします ・「ことば」の美しさ、楽しさを大切にします ・「地域との関わり」を大切にします
<p>特 徴</p>	<p>楽習保育を導入し日々の保育活動に取り入れています。 小学館ライブラリーを設置し絵本の貸し出しを行なっています。 園内に畑、田んぼがあり、苗植えから栽培、収穫、そして自分で育てた野菜を食べることの喜びを0歳児から5歳児まで全園児が体験しています。 園内にビオトープが設置してあります。四季の自然を肌で感じたり、木の実や葉っぱなどの自然物でごっこ遊びを展開することができています。また、自ら危険を回避する力も育っています。 ラーニングセンターではコーナー遊びを設定し、子どもが好きな遊びをみつけて遊びこむことができています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>楽習保育とは、乳幼児から「あそび・せいかつ」から「まなび」につながる体験を大切に考えた保育です。人との関わりやふれあいを豊かに感じる生活の中で「あたま」「こころ」「からだ」へのバランスの良い刺激と総合的な体験は子どものその後の学校、社会生活に必要な「人として生きる力の基礎」につながると考えます。</p> <p>コミュニケーションプログラム 歌や絵本の読み聞かせなどを通して「ことば」の楽しさ、美しさ、使い方や決まり、いろいろな表現力を身につけます。</p> <p>ネイチャープログラム 「自然」「かず・かたち」に親しむ時間を大切にします。つくる、そだてる、みつける、かんじることを大切にしながら食育活動、制作活動などにつながる体験をしていきます。</p> <p>リズムック・運動プログラム 「からだ」全身であそび、からだを動かすことの楽しさを積み重ねます。からだあそびを通して音やリズム、からだのバランスや移動を全身で実感し、表現する力を育てていきます。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

NPO法人ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること
1) 2年目を迎え、保護者の評価も高く、楽習保育が進んでいると思われる
創設2年目を迎え園運営が安定し、保護者アンケートによる園の満足度は「大変満足」29%「満足」52%で満足以上の回答が81%と高い回答が寄せられている。また、職員は話し合いの場が多く、情報共有のもとに連携が良く円滑な運営がなされている。楽習保育の実践が着実に進んでいると思われる。
2) 自然の中で遊び学ぶ保育を行っている
園内のビオトープを活用し、どんぐり等木の実や落ち葉を集めて作品を作ったり、昆虫を観察したり子ども達が自然の中で発見し好奇心や興味を持つ保育を行っている。また、園の周囲は自然環境に恵まれ、川沿いの芝生広場、森の公園、レクリエーション広場、遊具のある公園等があり、天気の良い日は、ほぼ毎日散歩に出かけ、体力づくりや危険を回避する力を養い、自然の中で遊ぶ保育をしている。
3) 畑や田んぼで苗植え、収穫等を体験し食育目標を達成できるように努めている
年間食育計画を作成し、畑でじゃがいも、トマト、ピーマン、なす、人参、枝豆、さつまいも、田んぼで米づくり等を各クラスと定期的に話し合い、子ども達が耕し、苗植え、種まき、追肥、収穫等体験し「自然の中で共存し、命のめぐりを知る」食育目標を達成できるように努めている。また、献立は家庭で不足しがちな食材等を確認し、米や魚等食和中心の献立をたて、味付けは昆布や鰹節を使って本物の味が親しめるように努め、子どもの食への関心を高めている。
さらに取り組みが望まれるところ
1) 園の課題は「理念実践の話し合い」等目標の共有化としているので大いに期待したい
園長や主任は今後一層、理念・目標の共有化と実践化に向けて取り組むことが大切と考え、具体的な課題として 月間指導計画の「ねらい」と対比して評価・反省を書くこと、理念の実践を研修で話し合うこと、職員の参画のもとに理念を事業計画に落とし込むこと等が必要としている。職員の目標と価値観の共有が進むと、保育の質はさらに高いレベルに向かうと思われ大いに期待したい。
2) 個人目標による育成のためのOJT体系を明確にすることが望ましい
職員は個人能力向上シートに個人目標・課題・すべきことを自己申告し、園長の面接を年2回受け能力向上を図っている。個人目標の達成にはクラスリーダー等によるOJT育成が重要なので、個別テーマをリーダーと話し合いOJTを推進している。OJT指導が職員の最も重要な質の向上に繋がるので、OJTの推進体系について明示する必要があると思われる。
3) ねらいに沿った振り返りの積み重ねにより保育観の共有や保育内容の充実が期待される
毎日の保育の振り返りは、ねらいに沿ってクラス担任全員で、環境設定・保育者の対応や言葉のかけ方はどうだったか、子どもの心情や取り組む意欲はどうだったか等を話し合うことが必要と思われる。話し合いによる毎日の保育の振り返りが、保育観の共有に繋がり更なる保育内容の充実が期待される。
(評価を受けて、受審事業者の取組み)
現在の社会状況を踏まえ行政からの要請に応えるかたちで弾力的受け入れを実施した二年目でした。その中でも昨年に引き続き利用者アンケートの満足度が高かったことは保護者の皆さまのご理解のお陰と感謝しております。園運営としては基本的な流れが安定してくる中で自園の特色を活かし恵まれた地域環境で保育を進めていくための話し合いを職員間で多く持ってきました。人格形成の基礎ができる乳幼児期だからこそ体験を通して「命の大切さ」を伝えていきたいという思いが大きくなり試行錯誤しながら実践してきました。今回の第三者評価でのアドバイスを活かして、思いをより具現化し明確に保育計画に落とし込み、実践、振り返りを繰り返すことで更なる保育の質の向上を目指していきたいと思っております。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				実施数	未実施数	
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
	3 管理者の責任とリーダー	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	4	0	
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16 提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
	食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	0		
	5 安全管理	環境と衛生 事故対策 災害対策	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
			32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	3	2	
	計				126	2

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<p>理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p>
<p>(評価コメント) 保育理念「あったかい心をもつ子どもを育てる」や7つの基本方針、3つの保育目標を定め、パンフレット、ホームページ、園内掲示板に明示している。また、楽習保育「あそび・せいかつ」から「まなび」への保育によって「人として生きる力の基礎」をつくることを目標として、コミュニケーションプログラム、ネイチャープログラム、リズム・運動プログラムを設定し、パンフレット等に記載している。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p>
<p>(評価コメント) 職員は入社時の配属前研修にて、保育理念、保育所保育指針、社会人の心得、楽習保育(コミュニケーションプログラム、ネイチャープログラム、リズム・運動プログラム)等の研修を受け配属される。配属後は園長の指導により保育課程や指導計画の作成過程で理解を深め、実践面では現場での指導を受け理解を深めている。園長は今後一層、理念・目標の共有化と実践化に向けて「月間指導計画の「ねらい」と対比して評価・反省を書く、理念の実践を研修で話し合う、職員の参画のもとに理念を事業計画に落とし込む等が必要と考えているので大いに期待したい。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</p> <p>理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p>
<p>(評価コメント) 保育理念・方針・目標は入園のしおりやパンフレットに掲載すると共に、入園説明会や面接時に説明し、また、保護者会、運営委員会、クラス懇談会、行事等の挨拶時にも説明している。具体的な実践事例は毎月の園だよりに掲載し、園が目指している取り組みを紹介している。保護者アンケートの結果では97%の方が「園の方針や目標」を知っていると回答されていた。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<p>事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</p> <p>事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</p> <p>現状の反省から重要課題が明確にされている。</p>
<p>(評価コメント) 保育の質の向上と、人材育成を中心とする中長期事業計画のもとに、園の「16年度事業計画」を設定している。計画内容は保育の質の向上を目指して保育マニュアルの徹底、保育内容の充実、会議内容の充実、安全の徹底、人材育成、地域連携等である。中でも現状での最重要課題は職員の育成と定着率向上として努力しているため期待したい。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<p>各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</p> <p>年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント) 会議の種類は「リーダー会議(園の運営や協働体制づくり)」「クラス会議(子どもの情報共有や指導計画等クラスの話し合い)」「職員会議(全職員で園全体の情報共有)」「昼礼(毎日の情報共有)」「離乳食会議、給食会議等である。中でもクラス会議では職員が意見を述べ園長・主任が意見を聞く場となっている。リーダー会議は組織としての「まとまり」を考え、各クラスでの意見・提案をクラス代表が提案し、話し合った結果を代表がクラスで話し、組織運営の円滑化を図っている。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<p>理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</p> <p>研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</p> <p>職場の人間関係が良好が把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</p> <p>評価が公平に出来るように工夫をしている。</p>
<p>(評価コメント) 創設2年目を迎え、職員間の信頼関係や保護者との信頼関係が深まり、また、子ども主体の丁寧な保育の意識が職員に浸透し、各クラス毎に工夫された保育活動や環境設定の取り組みが見られ、職員のモチベーションは高まっていると思われる。現在、園長が配慮している事は、意見を出しやすい雰囲気づくりとコミュニケーションの一層の推進である。さらに、園の目標の話し合いが進めば、園運営のまとまりと職員の働き甲斐が一層向上するものと期待される。</p>	
7 施設的全職員が守るべき倫理を明文化している。	<p>法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</p> <p>従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</p> <p>プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</p>
<p>(評価コメント) 理念、社会人の心得、就業規則、倫理規程、保育所保育指針、個人情報保護規定等を研修等で徹底している。保育業務マニュアルには「求められる職員像」「子どもの人権を守る保育」「人権に配慮した保育」「虐待について」「プライバシーの尊重」「差別用語」「勤務の心得」等、具体例の掲載で分かり易く、配属前研修等により職員への周知・徹底を図っている。</p>	
8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<p>人材育成方針が明文化されている。</p> <p>職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</p> <p>評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</p> <p>評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</p>
<p>(評価コメント) 「求められる職員像」や役割別に求める要素・資質を一般職員・主任・園長・サポート園長等の役割別に専門性、社会人、人間性、経営性の分野で明示している。職員は個人能力向上シートに園目標に対して個人目標・課題・すべきことを自己申告し、園長の面接を年2回受け能力向上を図っている。人事考課表は組織運営能力評価、業務遂行能力評価、対人間関係能力評価等で公平・公正な評価に努めている。個人目標の達成にはクラスリーダー等によるOJT育成が重要なので、個別テーマをリーダーに話OJTを推進している。なお、OJTの推進体系について話し合い体系図を明確化する必要があると思われる。</p>	

9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント)本社就業管理システムで出勤管理を行い、時間外労働や有休休暇取得状況を把握している。定期的に園長面談や本社担当職員との面談を実施し、就業関係の課題や困っている点を聞いて改善に努めている。子どもを育てながら就業している職員には、育児や学校行事等の参加を優先出来るよう時間面での配慮をしている。メンタルヘルスカウンセリングや、悩みや苦情を受ける「すっきり相談室」を設置し職員の相談を受け入れるなど、福利厚生面のバックアップ体制の充実に努めている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	中長期の人材育成計画がある。 職種別、役割別に能力基準を明示している。 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 個別育成計画・目標を明確にしている。 OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)中長期人材育成計画に基づき、年間研修計画を法人が作成している。能力や経験年数に応じて配属前研修、フォローアップ研修、ステップアップ研修、主任研修、園長研修等を実施している。本人の要望や必要に応じ研修に参加し、能力の向上に努めている。また、外部研修に毎月1~2名が参加し、職員会議で伝達研修等を実施して情報の共有を図っている。新人職員は、クラス担任や先輩職員が子どもの見方や安全への配慮等をOJTの場で細かく指導し育成に努めている。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント)「子どもの人権を守るために」や「人権に配慮した保育」等のマニュアルを作成し、言葉かけや接し方、食事、排泄、あそび等保育全般にわたって権利擁護について分かり易く解説している。職員会議時に必要に応じてマニュアルの読み合わせを行い、権利擁護意識を再確認している。また、クラス会議等で職員相互に言動をチェックしあい振り返りを行っている。虐待については、着替えやおむつ交換時に傷や痣の確認や虫歯の状況等に注意を払い、不審に思う場合は「相談の流れ」のマニュアルに沿って対応し、市保育課や児童相談所等関係機関と連携して支援が出来るように体制を整えている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 個人情報の利用目的を明示している。 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント)個人情報保護規定を定め、利用目的を明確にしている。保護者には入園時に説明し書面で意思確認を行っている。特に、写真等の取り扱いや小学校に提供される保育要録の扱いについて、個々に確認を行い承諾を得ている。職員には入社前研修や各種研修、職員会議等で繰り返し学ぶ機会を設け個人情報保護規定の遵守を徹底している。高校生のボランティアや実習生には事前オリエンテーションで説明し、確認書の提出を義務付けて周知徹底している。		
13	利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント)行事の開催時に保護者アンケートを実施し、結果を分析して満足度や課題の把握に努め改善に活かしている。また、年3回実施される保護者会や、地域の方や保護者代表、法人担当者、園長等が参加して行う運営委員会で、改善経過を報告し提案された意見を改善に活かしている。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント)相談、苦情等対応窓口及び担当者名は、入園のしおり(別紙)に園内や会社の苦情受付窓口、専用Eメール等の受付方法、第三者委員名を明記し、入園面接時に説明している。寄せられた意見や苦情は、苦情マニュアルに沿って職員会議やサービス改善委員会、苦情解決委員会等で検討し解決に導いている。また、地域の方や保護者が参加する運営委員会に報告し透明性の確保に努めている。		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント)個人の自己評価は、個人能力シートに自己が掲げた目標や課題、解決するためにすべきこと等の振り返りを、9月と3月に実施している。園全体の自己評価は、自己評価から抽出された意見や課題を、クラスリーダーや園長、主任が参加するリーダー会議で検討し、園の大きな課題として取り上げ保育の質の向上に繋げている。今後、個人と園の自己評価項目の具体化と非常勤職員の自己評価も望まれる。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	業務の基本や手順が明確になっている。 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 マニュアル見直しを定期的の実施している。 マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント)保育業務マニュアルとして保育の理念や基本方針、保育目標、職務分担表、人権に配慮した保育、登降園時対応、保健衛生や安全管理等を作成している。必要に応じて職員会議でマニュアルの各項目を説明し、資料はクラスファイルに綴じて周知と共有に努めている。会議の持ち方や帳票類、早番遅番の仕事の流れ等園独自の手順は、リーダー会議で原案を作成しクラス会議で検討してマニュアル化して、職員会議で周知と共有を図っている。		

17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)法人や市のホームページで、問い合わせや見学に対応することを明記している。見学希望者には園長が対応し、楽習保育やネイチャープログラムなどの取り組みをパンフレットで説明し、「あったかい心をもつ子どもに育てる」という園の考え方を伝えている。主に子どもの活動や保育園での様子を見られる午前10時位から実施しているが、都合により午後の見学にも応じている。各年齢の保育室やトイレ、ガラス窓越しに給食室等を案内し、園での生活がイメージできるよう努めている。園長は見学時、アレルギーや離乳食、トイレ・トレーニング、悩み等の育児相談にも応じている。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)新入園児のための説明会を3月に開催し、園長が法人の入園のしおりを用いて保育理念や基本方針、保育目標、園の特徴や大切にしていること、個人情報の取り扱い等を説明し同意を得ている。また、園独自作成の入園のしおりで、園生活に必要な持ち物や注意事項、健康診断、安心伝言板の登録等を説明している。その後、担任保育士による個別面談を実施し、健康や栄養状態、園での生活で特に気を付ける事や、どの様な子どもに育てて欲しいか等を聞き取り双方で確認して面接チェック表に記録し今後の保育に活かすよう配慮している。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協働体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)法人の保育理念や楽習保育指針と連動させ、子どもの発達過程や地域の実態に対応した園独自の保育課程を作成している。全職員参画による保育課程の編成を心掛け、昨年度の保育課程をクラス単位で見直し地域性や子どものことをよく話し合っ、目指すものを明確にしている。ピオトープや畑、田んぼ川沿い等の自然に恵まれた環境を活かした保育の展開を行うことなど、園が大事にしている「命を大切に」という考え方が保育課程に取り込まれている。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)保育課程に基づき、年間指導計画、月間指導計画の長期的な指導計画と、週案、日案として短期的な指導計画を作成している。また、3歳未満児は児童票と連携した個別指導計画を作成し、月末に保育者がねらいと配慮事項、子どもの養護と教育、子どもの姿等の振り返りを行って「個別指導計画兼児童票」に記録している。年間の保育の振り返りは2月にクラス会議、リーダー会議を経て職員会議で行い、月の振り返りは、月1回のクラス会議、職員会議で実施している。日々の保育の振り返りは保育日誌に記載している。今後、毎日の保育の振り返りは、ねらいに沿ってクラス担任全員で、環境設定・保育者の対応や言葉のかけ方はどうだったか、子どもの心情や取り組む意欲はどうだったか等を話し合うことが必要と思われる。話し合いによる毎日の保育の振り返りが、保育観の共有に繋がり更なる保育内容の充実が期待される。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。好きな遊びができる場所が用意されている。子どもが自由に遊べる時間が確保されている。保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)楽習保育の指針が整備されており、コミュニケーションプログラム、ネイチャープログラム、リズム・運動プログラム等各プログラムのねらいとカリキュラムが明示されている。本部で楽習保育の研修が年数回計画され、職員が必要な研修(指針とレシビの意義、環境設定等)に参加している。実践面は各クラスで話し合い、子どもの成長に合わせて、段ボールで仕切ったコーナーあそびで遊具・教具を選び、自由にじっくり遊びこめる保育環境づくりに努めている。また、子どもの主体性を尊重し、否定的な言葉を使わないことや見守る保育に努めている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)園内にピオトープがあり、どんぐり等木の実や落ち葉を集めて作品を作ったり、昆虫を観察したり子ども達が自然の中で発見し好奇心や興味を持つ時間を大切にしている。また、園庭の畑でさつまいもやトマト、ピーマンを栽培し、田んぼで稲を植えお米を収穫している。園の周囲は自然環境に恵まれ、川沿いの芝生広場、森の公園、レクリエーション広場、遊具のある公園等があり、天気の良い日は、ほぼ毎日散歩に出かけ、地域の方と交流する機会を作ると共に、体力づくりや危険を回避する力を養っている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。子どもが役割を果せるような取組みが行われている。異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)異年齢保育は、朝・夕の自由遊びの中や午後の時間帯に乳児クラスと幼児クラスが交流し、小さいクラスの子どもに優しい気持ちを育んだり、年長の子どもにあこがれの気持ちを持つ等の体験を通して、思いやりや温かい心を持つ子どもの育成に努めている。また、コミュニケーションプログラムの一つにサークル活動があり、4～5歳児は活動のあとで感想を話し合い、自分の意見を話、他の子の意見を聞く等により自己主張と合わせて、他の意見を認める等お互いを尊重し合い、人間関係を学ぶことで「生きる力の基礎」を育む保育に努めている。</p>		

24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<p>子ども同士の関わりに対して配慮している。 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 現在特別な配慮を必要とする子どもは在籍していない。気になる子どもは職員全体で心情に配慮した援助が出来る様に努めている。また、行政と連携し子どもと保護者も支援できるようにしている。外部研修で発達障害等の研修には必ず職員が参加し、園内研修の場で報告し共有化を図っている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<p>引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 担当職員の研修が行われている。 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</p>
<p>(評価コメント) 延長保育は18時30分以降は全クラスの子どもの2歳児クラスに集まり、異年齢保育となっている。4人の保育士が担当し、子どもが少なくなった時点から20時までは2名が担当している。引継ぎは職員連絡ノートと口頭で行われている。保護者にその日の様子は連絡ノートにメモして担任より伝え、体調不良や怪我などの場合は担任が残り、直接伝えられている。保護者の意見では時間外は職員が少なく話づらいとの意見も見られ、連絡帳の充実や伝達漏れ防止の対応等の改善及び延長保育マニュアルも話し合い作成することが望ましい。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<p>一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</p>
<p>(評価コメント) 4～5月頃に保育参観とクラス懇談会を実施しほぼ全保護者が参加し、年間指導計画の内容を分かり易く説明し、個別面談にて子どもの成長の様子や希望等の聞き取りをしている。年の後半で保育参加を行い保育士と子どもとのかかわり方の観察や集団の中での子どもの成長を確認している。日常は出来るだけ言葉をかけて話しやすい、相談し易い雰囲気づくりに努め、連絡帳や送迎時の会話を通じて担任が情報提供に努めている。保護者アンケート結果は相談のし易さ70%、保育参加・勉強の機会55%、意見を聞く機会58%の「はい」回答であり、不十分と思われるので一層の量的・質的改善が望まれる。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<p>子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 子どもと心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</p>
<p>(評価コメント) 年間保健計画を作成し、感染症対策のマニュアルの見直しや救命講習会等の実施、昼礼時にトビックス情報を提供している。健康診断は、内科医が年2回、歯科医は年1回全園児を対象に実施し記録する他、医師のコメントは保護者にも伝達している。登園時に保護者から口頭による熱や健康状態の確認を行い健康チェック&生活記録に熱、機嫌、睡眠時間等日中の様子を2回記録し、健康観察を丁寧に行っている。虐待が疑われる事例は発生していないが、行政との連携体制を確保し、日常的には保護者の相談に気軽に応じられるように心掛けている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>
<p>(評価コメント) 保育中に体調不良や障害等が発生した場合は、保護者に連絡すると同時に園長が判断し受診も視野に入れて対応している。感染症対策として手洗いの徹底及び、玩具や床、ドア等の消毒を定期的に行っている。また、室内温度・湿度の管理や噴霧用の消毒液で感染予防に努めている。また、嘔吐下痢症やノロウイルス感染に備えて処置セットを準備し研修等にて対応を徹底している。保護者には季節に合わせた病気の流行と対策等を保健だよりで定期的にお知らせしている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<p>食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>
<p>(評価コメント) 年間食育計画を作成し、畑でじゃがいも、トマト、ピーマン、なす、人参、枝豆、さつま芋、田んぼで米づくり等を各クラスと定期的に話し合い、子ども達が耕し、苗植え、種まき、追肥、収穫等体験し「自然の中で共存し、命のめぐりを知る」食育目標を達成できるように努めている。献立は家庭で不足しがちな食材等を確認し、米や魚等肉食中心の献立をたてている。また、味付けは昆布や鰹節を使って本物の味が親しめるように努めている。アレルギー対策は医師の指示書を基に保護者面談にて確認し、個別献立の作成や除去食をつくり、提供時には個別トレーを用意し複数の職員で確認し、アレルギーチェック表で確認するなど徹底した対応をしている。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
〔評価コメント〕施設内はやわらかな落ち着いた色調で統一し、天井の明り取りからの採光は子どもにとって適切な状態を保てるよう工夫をしている。空気清浄器や加湿器、消毒用室内噴霧機で、温度や湿度等の環境や衛生面の管理を徹底している。ペーパータオルの使用や手洗の励行等衛生管理を適切に実施しており、0歳児には歩行が自立した頃より保育士が手洗いについて行き清潔保持の意識を育てている。オムツ交換台の使用方法や子どもの発達状況に合わせたトイレ使用時の対策に課題を残している。職員が参画して現状を見直し園独自の改善方法を検討して、子どもが快適に過ごせるよう環境の整備が期待される。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
〔評価コメント〕事故対応マニュアルを整備している。クラスごとに危険箇所をヒヤリハットマップに書き込み、ピンクで表示して意識付けを図っている。事故発生時は園長に報告、保護者への連絡、医療機関受診等対応手順を確立している。事故報告書やヒヤリハット報告をもとに、ケース会議を実施し発生原因の分析や対策を話し合い再発防止に努めている。外部からの不審者対応訓練を警察の協力のもとでの実施を予定している。今後は、施設外回りの安全点検チェック表を導入し、危険物の発見等危機回避意識の向上に繋げる取り組みが期待される。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 定期的に避難訓練を実施している。 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
〔評価コメント〕災害・火災・地震対応マニュアル、通報マニュアル等を整備し、災害発生時の役割分担表や避難経路を各クラスに掲示して安全意識を高めている。毎月避難訓練を実施し、消防署による総合避難訓練では保護者も参加し救命講習を受けている。また、園近くを流れる河川の氾濫や浸水に備えた避難訓練も実施している。全員分の防災頭巾やアルミ断熱シート、3日間対応できる食品等の災害時備蓄品を整備している。地域や土地オーナーとの連携を図り、安否確認のための「安心伝言板」を導入して災害発生時に備えている。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	地域の子育てニーズを把握している。 子育て家庭への保育所機能を開放（施設及び設備の開放、体験保育等）し交流の場を提供し促進している。 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
〔評価コメント〕地域の子育てニーズは、市を通しての情報交換や地域の保育協議会に所属して把握している。子育てに関する電話での相談や見学時の相談には対応しているが、子育て家庭への園庭の開放や情報提供は今後の課題としている。地域とは、子どもと近隣の小学校や保育園との交流や、田んぼでの田植えや稲刈りを地域の農家の方に教えて頂くことを通じ交流の機会を展開している。今後は、健康センターや保健所等との連携を図り、地域における子育て支援に参画していくことが期待される。		